

第 36 回 JC 青年の船「とうかい号」

新型インフルエンザ対策ガイドライン



作成日：2009年6月1日

2009年度 (社)日本青年会議所 東海地区協議会

第 36 回 JC 青年の船「とうかい号」新型インフルエンザ対策会議

第36回 JC 青年の船「とうかい号」では2009年4月末に発生（国内発生は2009年5月16日神戸）し、世界中に拡大している新型インフルエンザ H1N1 に対し、2009年5月6日の第1回緊急対策会議より数回に亘り対策を検討して参りました。全ての乗船者を安全且つ安心してこの第36回 JC 青年の船「とうかい号」へご参加して頂けるよう対策ガイドラインを策定するに至りました。最後に、下記条件を基本柱とし全 JC 団員が真の意味で「全ては一般団員の為に」と心から願い実行することが現在最も重要且つ必要とされております。

【基本柱】

- ①感染者を絶対に乗船させないこと
- ②感染予防対策を万全にすること
- ③全団員の船内規律の強化
- ④感染者発生時の感染拡大防止対策を万全にすること
- ⑤84LOMによる乗船者及び輩出企業へのフォロー
- ⑥インフルエンザ関連情報公開の迅速化

【新型インフルエンザ対策会議メンバー】

団 長 鈴木和也君、 副 団 長 松嶋康博君、 本 部 長 柴田征充君、
三重BC会長 田替藤健二君、 静岡BC会長 原口茂和君、 岐阜BC会長 井上 正君、
愛知BC会長 河本圭史君、 監査担当役員 吉川幸輝君、 監査担当役員 武田信孝君、
会計監査人 古澤仁之君、 運営専務 杉田 結君、 事務局長 杉浦貞之君
以上12名

【オブザーバー出席者】

株式会社 JTB 中部 新田航様、 日本チャータークルーズ株式会社 小松公正様

【 資料目次 】

1. 目次（補足文章）
2. 新型インフルエンザへの対策
3. 感染者発生時の対策ガイドライン

【参考資料】

1. 加入保険契約内容について
2. 保険補償内容事例について
3. 待機時別プログラム（17日別プログラム）について
4. 新型インフルエンザについて

2. 新型インフルエンザへの対策

第36回JC青年の船「とうかい号」では新型インフルエンザへの対策として下記対策を実施致します。

【乗船前・出航時】

I. 感染者を絶対に乗船させないこと

- ・全乗船者を対象に事前健康アンケートを出航式受付時にご提出を依頼致します。
- ・壮行会も同様に参加者すべてに事前健康アンケートを回収致します。
- ・うがい薬、マスク、体温計には数に限りがございますので乗船者持ち物に追加させて頂きます
※体温計は必ずご持参して頂けますよう宜しくお願い致します
- ・壮行会及び出航乗船時、サーモグラフィによる検温と高熱者（37.5度以上）の方は船医によるインフルエンザ検査を行います。（サーモグラフィ検温は通例では出国時は行いません。事務局にて2台手配完了済）
- ・インフルエンザ感染者（A型B型共に）の方は、誠に申し訳ありませんが乗船ができませんのであらかじめご了承ください。※ご乗船前の健康管理には特にお気を付け下さい。

【乗船中・寄港地】

II. 感染予防対策を万全にすること

- ・毎朝晩の体温計による検温及び生活委員会への報告を徹底致します。また、食事会場入口（1日3回）及び寄港地からの乗船時にサーモグラフィによる検温を行います。高熱者（37.5度以上）の方は船医によるインフルエンザ検査を行います。（100%実施致しますのでご協力ください）
- ・研修会場及び船内各所に除菌用アルコール消毒液を複数設置致し、手洗いの徹底をお願い致します。
- ・タミフル60人分、検査キット300個、うがい薬、マスクを常備しております。マスクに関しては体調不良者は着用して頂けますようお願い申し上げます
- ・寄港地における国際交流活動参加者全員及び台湾ナイトパーティ参加者全員をサーモグラフィによる検温を行い、高熱者（37.5度以上）の方は船医によるインフルエンザ検査を行います。（100%実施致します）。
- ・体調不良者を多く出さない為に、船内ルール及び体調管理の強化を行いますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

【感染者発生の場合】

Ⅲ. 感染拡大防止対策を万全にすること

- ・感染者の隔離を船医及び看護師の指示に従い確実にを行います。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・感染者と同室の方は24時間経過観察措置を取らせて頂きます。その後変化がなければマスク着用にて事業にご参加して頂きます。
- ・往路の場合は台湾検疫との連携により指定病院（基隆長庚医院、基隆署立医院）にてPCR検査を受けていただきます。復路の場合は名古屋港検疫の指示に従い指定の病院においてPCR検査を行います。（共に行政の指示に従います）
- ・感染者発生対策マニュアルを策定し、万が一の事態に迅速に対応致します。

【全般に関して】

Ⅳ. その他事項

- ・加入保険をインフルエンザ対策を踏まえ特約の追加など見直しを行いました。
- ・専門医及び厚生労働省、港湾当局、船舶会社、旅行代理店と連携し対策方法の立案を行いました。
- ・寄港地エージェントとの綿密な連携により寄港地活動における安全を確保しています。また、台湾の情勢により寄港地活動の修正を随時検討いたします。

最後に、安全且つ安心して乗船していただくために、万全の体制で事業に取り組む事をお約束し、また乗船者ご自身の自己防衛をお願い申し上げます。

3. 船内感染者発生時対策ガイドライン

■感染者隔離について（A型感染者のみ）

- ①感染者は2名までは入院病室にて隔離及び船医による治療を受ける
- ②同室者（濃厚接触者）は船室を消毒し、マスクを着用の上24時間経過観察を行う。発覚24時間後、病状が現れなければマスク着用の上事業参加（隔離者への研修内容伝達方法は検討中。ビデオや船内放送など）
- ③3名以上感染者が発生した場合、感染者の部屋を隔離部屋とし、同室者は隔離予備部屋（JC団員の3人部屋を順次空けていく）へ移動する。
- ④チームメイトはマスクを24時間着用の上変化がなければ、通常に戻す。

■JC団員感染について

- ①JC団員感染の場合は一般団員感染時と同じ方法を選択する。
- ②チームリーダーの場合はその後の事業実施をブロック会長や副団長、監査担当役員に代役をお願いし事業の遂行に努める。（チームリーダー輩出ブロック会長を優先。重複の場合は他の役員へ）

■治療について

船医が決定する

■隔離者及び経過観察者の食事について

部屋入れとする

JC団員ではなく船側をお願いする。ふじ丸のガイドラインでは船医又は看護婦をはじめとする最少人数で行うとある。

■隔離解除について

- ①往路の場合は、台湾においてPCR検査陰性の場合通常に戻す。
- ②復路の場合は、日本帰国まで隔離する。

■除菌消毒作業

OPRPに基づき消毒を行う。（ふじ丸ガイドラインを転載）

- ・患者が利用していた部屋、シャワールーム等は、表面汚染除去として、200-1000ppm次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- ・ドアノブ、トイレ便座、水道ノブ、手すり、棚など患者が触れた金属類は、消毒用アルコールで清拭する。

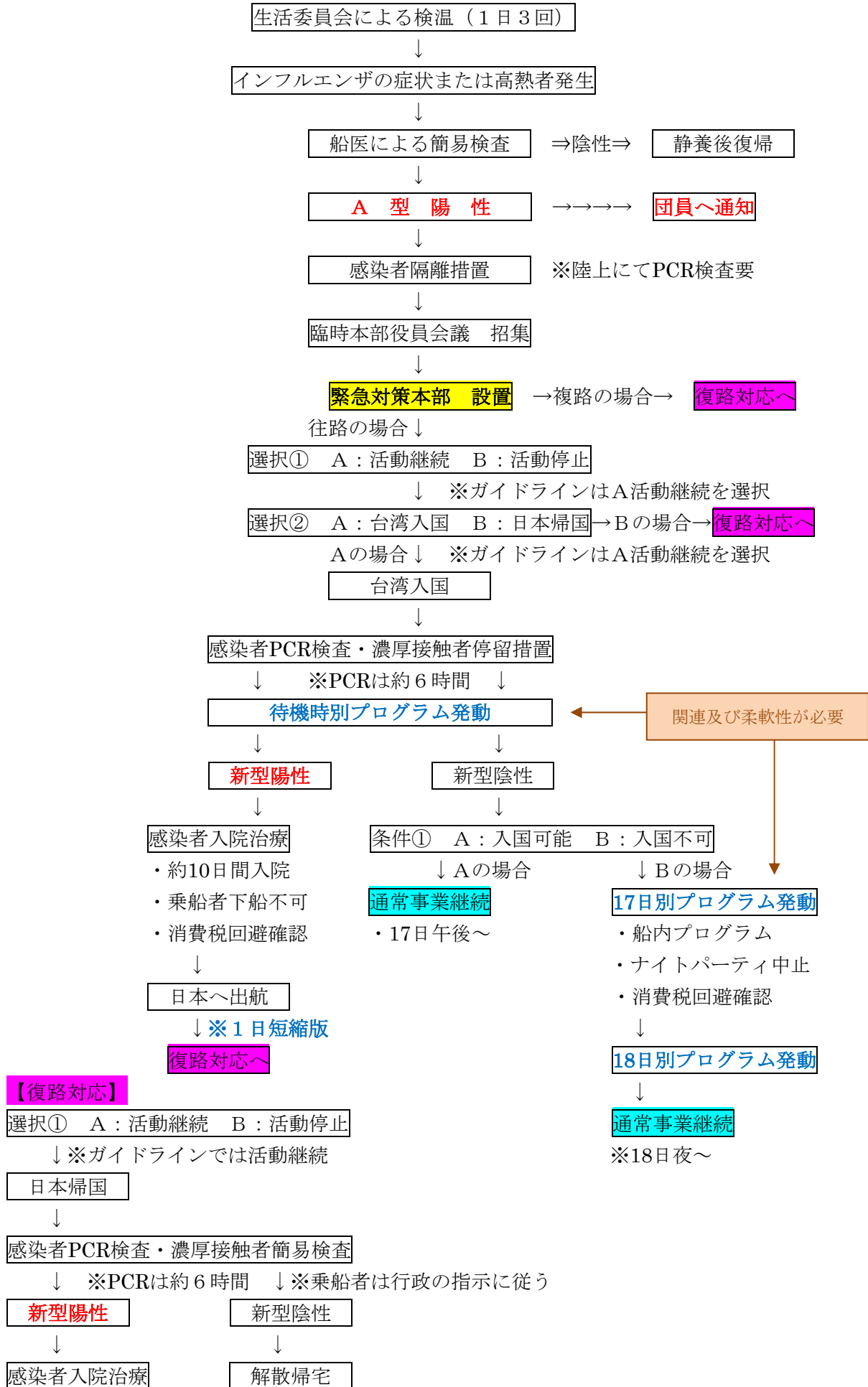
■入港後の決定事項

- ①陸上活動の禁止や外出禁止は船長との協議の上決定する。
- ②出航の可否は港長と船長の協議の上決定される。

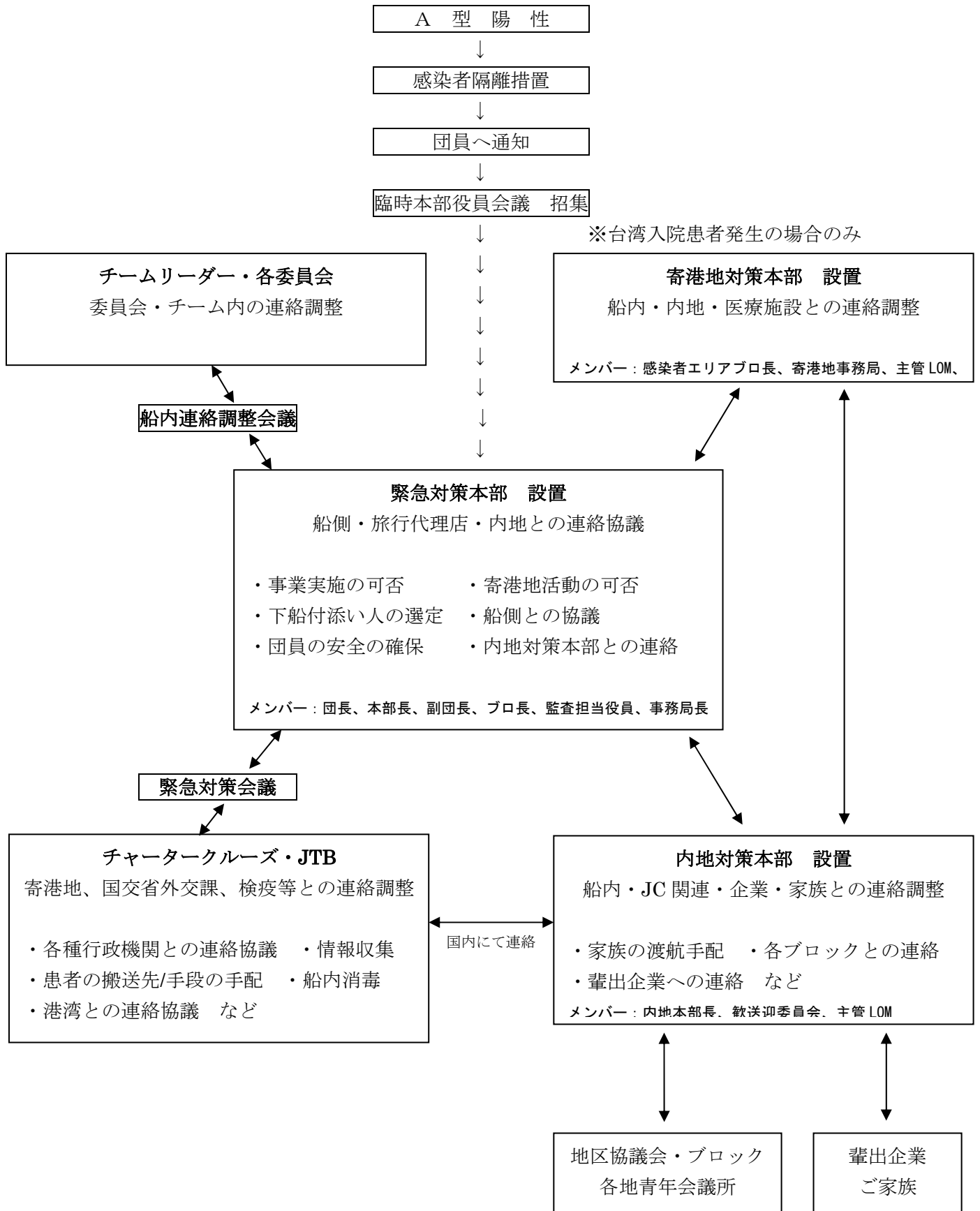
■その他

- ①感染者発生とともに大浴場は閉鎖をする
- ②感染者が発生した場合、速やかに団員へ情報開示をする

■感染者発生時対応フローチャート（事業遂行関連）



■感染者発生時対応フローチャート（緊急連絡・情報伝達体制）



【参考資料】 1. 加入保険契約内容について

第 36 船においては海外旅行傷害保険、強制保険、オーガナイザー保険の 3 つに加入しております。

(この他にも受注型企画旅行手配契約の中に旅程補償という補償があります)

■海外旅行傷害保険 (損保ジャパン加入)

保険内容：死亡、治療、賠償責任に対し設定金額を限度にお支払いされます。また、万が一の際のご家族等の駆けつけ費用がお支払いされます。

保険金額：死亡、後遺障害 1000 万円

治療費用 1500 万円

救援費用 1500 万円

賠償責任保険 1 億円

旅行変更費用 22 万円 ※第 36 船においては旅行変更費用特約を追加契約した

※旅行変更費用特約について (下記事由にて不参加となった場合、参加費用 22 万円が補償される)

- (1) 乗船者本人、配偶者または 3 親等以内の親族が死亡した場合または危篤 (契約日以前に原因があったものを除く。)
- (2) 乗船者本人、配偶者または 2 親等以内の親族が所定の期間の入院をした場合 (所定の期間とは本人は 3 日以上、その他は 14 日以上、契約日以前に原因があったものを除く。)
- (3) 渡航先に対する退避勧告等 (日本国政府より「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」) が発出された場合
- (4) 乗船者本人に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合

※本特約は契約日から帰港日まで適用されます。また、新型インフルエンザにも対応されます。

■強制保険 (JI 保険加入)

保険内容：強制保険＝受注型企画旅行手配契約における特別補償です。

保険金額：死亡補償金：2500 万円

入院見舞金：4～40 万円

通院見舞金：2～20 万円

携行品損害補償金：お客様 1 名につき～15 万円

(但し、補償対象品 1 個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします)

■オーガナイザー保険 (JI 保険加入)

保険内容：参加者の事故や病気によりオーガナイザー (主催者) として道義上の費用負担に対して補償される。

保険金額：1 名につき 300 万円を限度とする

- ・見舞費用：死亡した場合、弔慰金として 30 万円、死亡以外るとき、見舞金として 10 万円を限度に補償。
- ・救援者費用：旅行参加者の法定相続人またはその代理人 (2 名限度) が、旅行参加者の看護または捜索救助の目的で現地に向かうとき、オーガナイザーが負担する一定の費用を救援者費用保険金にて補償。
- ・事故対応費用：オーガナイザーが事故の日からその日を含めて 180 日以内に支出を余儀なくされた、関係者派遣費用、役職員出張手当、ランドオペレーター (現地手配業者) 費用、通信費用、緊急対応費用、現地捜索費用などを補償
- ・臨時費用：オーガナイザーが臨時に負担した費用に対して救援者費用保険金 + 事故対応保険金の 20% 相当額を支払う。(契約期間を通じて「被災者数×30 万円」が限度)

【参考資料】2. 契約保険補償内容事例

○本事業における想定ケース（旅行変更費用特約付保）

想定ケース	補償内容
事故などにより乗船できなかった場合の参加費用の補償（22万円） また、病気などにより急遽不参加となる場合の参加費用補償（22万円）	○ 旅行変更費用特約で対応 ※ 支払い要件 ・ <u>本人の3日以上</u> の入院、3親等以内の <u>親族の死亡、危篤</u> 。2親等以内親族の <u>14日以上</u> の入院など ・ 火災、風災、水害により <u>住居、家財に100万以上</u> の損害の発生 ・ 渡航先の内乱、地震、噴火、津波等の発生 ・ 日本政府の退避勧告等の発令 ※ 渋滞遅刻、体調不良は不可
船内にて船酔い止め注射の費用	× 予防のための治療は対象外 ○ 治療のためは対象
携行品損害（デジカメなど）	○ 強制保険 で対応（10万円まで）
参加者による美術品等の破損	○ 賠償責任保険で対応できます
怪我による治療、通院、入院、手術	○ 傷害費用で対応できます
病気による治療、通院、入院、手術	○ 治療費用で対応（既応症は対象外）
台湾にて入院措置となった場合の帰国費用及び家族の呼び寄せ滞在費用また、付添い人に対するの滞在・帰国費用	○ 救援者費用で対応できます ※付添い人は オーガナイザー保険 で対応
海への転落死	○ 傷害死亡で対応できます
転落者の捜索費用	○ 救援者費用で対応できます
転落者捜索の家族呼び寄せ及び滞在費用	○ 救援者費用で対応できます
病気・怪我による後遺障害	○ 傷害、疾病補償で対応できます
主催者としてのお見舞金や渡航費用	○ オーガナイザー保険 にて対応

○新型インフルエンザに関する想定ケース

想定ケース	補償内容
出航時、高熱のため乗船拒否をされた場合の参加費用補償	○ 旅行変更費用特約で対応 ※ 単に高熱の場合は対象外、 <u>3日以上</u> の入院、 <u>隔離が条件</u>
出航時、感染の疑い者となり隔離措置により不参加となる費用補償	○ 旅行変更費用特約で対応 ※ <u>隔離は対象となります</u>
台湾における感染者の入院費用、付添い人の滞在費用、また、完治後の帰国費用	○ 救援者費用で対応できます
上記の場合の近隣者に対する台湾にて10日間の停留措置による滞在費用、帰国費用	○ 旅行変更費用保険特約で対応
帰国時、新型インフル感染者が発見され、10日間の停留措置の際の宿泊、食事、収入補償 ※停留措置は6/21廃止となりました。	△ 帰国後72時間以内に発症し医師の治療を受けた場合に疾病治療費用で対象となります。 ※ 収入補償は対象外
目的地が変更になった場合補償の対象になるのか	○ 対象となります。旅行目的を大きく逸脱しない限り対象となります。国内の場合は契約をやり直すことで対応可。

【参考資料】 3. 17日別プログラム（待機時別プログラム）

【通常プログラム】 6月17日 ※台湾時間

7:30	下船開始 入国審査
8:30	歓迎レセプション 〈基隆港内〉 ～徒歩移動～
10:00	李登輝氏講演 〈基隆文化センター〉 ※台湾元総統のご講演
11:00	～バス移動～
11:30	昼食 〈基隆レストラン〉 ～バス移動～
13:00	国際交流事業 〈台湾海洋大学体育館〉 ※現地青年80名とスポーツ交流 ・綱引き ・騎馬戦 ・応援合戦
16:30	～バス移動～
17:00	夜市散策 〈基隆夜市〉 ※チームを3つに分け夜市を体験！ 台湾の空気に触れて下さい！ ～徒歩移動～
18:30	ふじ丸乗船完了 ～着替え～
19:30	台湾ナイトパーティ 〈ふじ丸船内〉 ※現地青年80名と共に 懇親を深めて下さい！
21:30	現地青年とお別れ

【別プログラム】 6月17日 ※台湾時間

7:30	客室にて待機
8:30	緊急説明会 〈パシフィック〉
9:00	クラブ活動
11:00	移動・準備
11:45	昼食・チームアワー ※通常の昼食パターンと同様 ※チームアワー会場は4-①を使用 〈ダイニング〉
13:15	準備・着替え
14:00	船上運動会 ・綱引き ・騎馬戦 ・応援合戦 〈スポーツデッキ・雨天時パシフィック〉
17:00	休憩タイム
18:00	出航
19:30	船上ナイトパーティ ※浴衣で七夕祭り（乗船者のみ） 〈スポーツデッキ・雨天時ダイニング〉
21:30	通常活動へ

※入国可能となり次第通常プログラムへ移行する

【参考資料】4. 新型インフルエンザ（H1N1）について

■H1N1について

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザといいます。

今般、メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ（H1N1）を感染症法第6条第7号に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置づけたところです。

5月1日の段階でメキシコや米国等において、豚インフルエンザ（H1N1）の感染が多数発生していましたが、今般、WHOにおいて、1つの地域に属する2カ国以上で、インフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続しているとして、パンデミック警報レベルをフェーズ5に引き上げる宣言が行われました。

<パンデミック>

パンデミックを引き起こすインフルエンザとは、表面の抗原性がまったく異なる新型のウイルスが出現することにより、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすものです。

警戒レベル フェーズ

世界保健機関(WHO)が、感染が世界的に大流行する危険性や、事前対策を実施する必要性について知らせることを目的として、警戒レベルを1から6の6段階に分類している。その指定はWHOの事務局長が行う。その際の規定要素には循環しているウイルスの特徴などがある。

日本ではさらに、国内で発生していない場合をA、発生した場合をBとしている。

前パンデミック期

フェーズ1: 亜型ウイルスの存在が確認されているがヒト感染のリスクは低い

フェーズ2: 亜型ウイルスの存在が確認され、ヒト感染のリスクがより高い

パンデミックアラート期

フェーズ3: ヒトからヒトへの感染は無いが、あるいはきわめて限定されている(家族や身近な接触者等)

フェーズ4: ヒトからヒトへの小規模感染(単独国家内での感染)を認めるだけの証拠が存在する。パンデミックとなる可能性は中～高程度

フェーズ5: ヒトからヒトへの相当数の感染(複数の国家での感染)を認めるだけの証拠が存在する。パンデミックへと発展する可能性が高く、早急に大流行への計画的な対策を講じる必要がある

パンデミック期

フェーズ6: 多数の国、もしくは共同体規模での急速かつ持続的な感染が確認される。流通や交通機関の隔離、封鎖が必要とされるレベル

6/1現在：フェーズ5

■ 予防法

・ ワクチン予防

現時点では開発されていない。従来のワクチンは効果がない（WHO）製造は4-6ヶ月間必要とされる。早ければ6月から製造されるが、とうかい号には間に合わない。

・ 生活習慣予防

空気感染せず飛沫感染が中心なのでマスク、うがい、手洗い消毒による方法が有効

※弱毒性だが、感染力は非常に強い。

■ 症状

- ・ 急な発熱、頭痛、筋肉痛など通常のインフルエンザのような症状。潜伏期間は数日間程度、もし感染した場合に周囲にうつす感染期間は発症1日前から7日間。

■ 治療法

- ・ オセルタミビル（タミフル）、ザナミビル（リレンザ）の耐性遺伝子が出ていないので、タミフルやリレンザで治療を行っている。多くの感染者が治療に成功しているが、合併症や持病のある方をはじめ若く健康な人の死亡例もある。

■ 外務省の渡航情報

渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、最新の現地治安情勢と安全対策の目安を示す「危険情報」（下記表参照）と、限定された期間、場所、事項について安全対策の観点から速報的に発出される「スポット情報」から成ります。

「十分注意して下さい」 ※現在、感染者が発生している国に対して対象となっています

当該国（地域）への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けて頂くよう、おすすめするものです。

「渡航の是非を検討して下さい」

当該国（地域）への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行って頂き、渡航される場合には、十分な安全措置を講じて頂くことをおすすめするものです。

※JTBのツアーは中止をする段階

「渡航の延期をおすすめします」 ※6/1現在、メキシコは対象ではありません

当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ延期されるようおすすめするものです。また、現地に滞在している邦人の方々に対しては退避の可能性の検討や準備を促すものです。

※JTBのツアーは中止をする段階

「退避を勧告します。渡航は延期して下さい。」

現地に滞在している全ての邦人の方々に対して、当該国（地域）から、安全な国（地域）への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。

■厚生労働省策定の警戒レベル

※世界保健機関（WHO）が宣言するフェーズを参考にしつつ、日本国の実情に応じた戦略を検討するのに適段階として定めた表（6/1 現在第二段階の国内発生早期）

発生段階	状態
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
(各都道府県の判断) 感染拡大期 まん延期 回復期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

■感染確認方法

新型インフルエンザの感染確認手順



※簡易検査にて疑わしい結果が出た場合（他の病気による高熱や症状含む）PCR検査にて約6時間隔離検査をされる。また、近隣の乗船者（船の場合は全員の可能性）とされる者も簡易検査をされる。また、新型インフルエンザと確認された場合、感染者の近隣の乗船者（船の場合は全員の可能性）は数日間の停留措置をとられる可能性がある。